

伊 丹 市 公 設 市 場

指 定 管 理 者 募 集 要 項

令和8（2026）年9月

伊 丹 市

目 次

1. 指定管理者の募集の目的	1
2. 施設の概要	1
3. 伊丹市と関係機関	2
4. 指定管理者が行う業務の範囲	2
5. 施設の設置目的及び管理運営方針	3
6. 指定期間	3
7. 管理の基準等	3
8. 伊丹市と指定管理者のリスク分担	5
9. 利用料金制の導入	8
10. 申請の資格	10
11. 管理業務の委託等の禁止	11
12. 応募の手続き	11
13. 申請の際に提出する書類	12
14. 指定管理者の選定	14
15. 市議会による議決及び協定の締結	16
16. 指定の取り消し	16
17. 添付書類	17
18. 問い合わせ先	17

伊丹市公設市場指定管理者募集要項

1 指定管理者の募集の目的

伊丹市公設市場（以下「市場」という。）は、市内で生産された農産物をはじめ市民の需要に応じた農産物等の販売を促進し、市民がこれらを手に入れるようにすることにより、食及びこれを支える農に対する市民の理解を深めるとともに、市内の農業生産の振興を図る施設として設置運営され、多くの市民に利用されてきました。

この度、市場の管理運営について、施設の設置目的を効果的・安定的かつ市民ニーズに応えられる民間の質の高いサービスを提供し、市場の活性化に寄与することのできる指定管理者を募集します。

2 施設の概要（令和8年4月1日現在）

（1）施設名称

伊丹市公設市場

（2）所在地

伊丹市北本町3丁目50番地（代表地番）

（3）施設の規模等

敷地面積	同50番地	9,436.49㎡（駐車場4台）
	同78番地の1	198.51㎡
	同89番地の1	1,615.00㎡（駐車場64台）
	合 計	11,250.00㎡
延床面積		4,340.69㎡
主な施設	管理棟 鉄骨 ALC 版造	2,164.21㎡
	農産物直売所（管理棟1階）	824.20㎡
	他施設	

※施設配置及び床面積等については〔別添資料1-1,1-2,1-3〕を参照

※施設内備品については〔別添資料2〕「公設市場貸与備品一覧」を参照

（4）市場施設使用者（以下「使用者」という。）〔別添資料3〕

伊丹水産㈱、阪神青果㈱、森本精肉店、岡本包装、丸ぜん食品、伊丹食鳥㈱、豊秀園、㈱マルニシ、福西水業㈱、兵庫六甲農業協同組合、兵庫県（ひょうご都市農業支援センター）、NPO法人伊丹市土に親しむ会、伊丹小売酒販組合、伊丹公設市場事業協同組合、伊丹産業㈱

（5）市場事業費収支状況〔別添資料4〕

令和5年度・令和6年度公設市場事業収支一覧を参照のこと

（6）組合等

使用者等で構成する伊丹公設市場事業協同組合（以下「組合」という。）があり、市場内の11業者が加入しています。

3 伊丹市と関係機関（令和8年4月1日現在）

（1）市場管理事務所

現指定管理者である株式会社伊丹公設市場管理センターの事務所が管理棟2階に入居しています。（指定管理者変更の際には撤収します）

（2）伊丹市立中学校給食センター

市場管理棟の東側に隣接して設置されており、給食配送車3台及び関係車両が場内を通行します。〔別添資料5〕

（3）兵庫県

兵庫県阪神北県民局阪神農林振興事務所農政振興課所管のひょうご都市農業支援センターが市場管理棟西側敷地内に設置されています。

（4）兵庫六甲農業協同組合（JA兵庫六甲）

①同農業協同組合が運営する農畜産物販売所「ファーマーズマーケット スマイル阪神」を管理棟1階南側に設置しています。

②同農業協同組合阪神営農総合センターが近郊軟弱野菜等の集出荷業務を管理棟1階北側で行っています。

（5）その他

①中学校給食センターの給食配送車等が市場敷地内を通行します。また、使用者の業務用車両等も各店舗等への通行時には同センターの敷地内を通行します。

②市場敷地内守衛室横の倉庫の一部（6 m²）を伊丹市社会福祉協議会が子どもの居場所づくり推進及び生活困窮者施策の推進を目的に、市内でのこども食堂や生活困窮者支援を運営する団体等に対して、食材等の物資を保管する場所として使用しています。

4 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者は、伊丹市公設市場条例（以下「条例」という。）の設置目的が十分に達成されるよう、条例第4条に掲げる事業を行うとともに、以下の業務を遂行することとします。

①市場内の事故防止及び防犯・防災に関すること（警備等に関しては、市の承認により委託することができる。）

②市場の施設使用許可、不許可及び使用の制限に関すること。

③利用料金、光熱水費等の徴収並びに収入に関すること。

④市場内施設利用料金の減免に関すること。

⑤市場が設置した施設（建設物等）及び設備の維持管理に関すること。ただし、使用者が設置した施設等を除く。（保守管理等に関しては、市の承認により委託することができる。）

⑥市場で排出される廃棄物等を、関係法令を遵守して適正に処理すること。（廃棄物等の処理に関しては、市の承認により委託することができる。）

⑦インターネット上に市場のホームページ等を作成し、SNS等を活用して市場の情報発信を行うこと。

⑧市場の設置目的等を損なわない範囲で、自主的に実施する事業（自主事業）の提案に関すること。ただし、事業実施にあたり具体的な事業内容等については、市との協議を必要とします。

⑨前各号に掲げるもののほか、市場の管理に関し市長が必要と認める業務。

5 施設の設置目的及び管理運営方針

（１）施設の設置目的

市場は、条例に基づき設置された施設であり、市内で生産された農産物をはじめ市民の需要に応じた農産物等の販売を促進し、市民がこれらを手に入れるようにすることにより、食及びこれを支える農に対する市民の理解を深めるとともに、市内の農業生産の振興を図る施設として設置運営しています。

（２）基本方針

指定管理者の創意工夫に基づいた管理運営として様々な施設機能の有効活用を図り、使用者はもとより幅広い市民ニーズに応えられる質の高いサービスを提供し、地域に根ざした施設となることを目指します。

（３）維持管理方針

市場が設置した施設や設備等は、その機能と特性を十分に把握したうえで、全ての施設を清潔に保ち、かつ、その機能を正常に保持するとともに、継続的な運営を視野に入れて、適正な維持管理と必要に応じた保守点検を行います。使用者が設置した設備については、その機能を正常に保持するように、指導監督を行います。

（４）運営方針

指定管理者は、以下の方針に従った運営に努めることとします。

①市場の特性を理解し、設置目的が十分に達成されるようにする。

②市場利用者の意見を反映するよう努め、安全・快適に利用できるようにする。

③市場における売買取引が、公正かつ効率的に行われるようにする。

6 指定期間

令和9(2027)年4月1日から令和14(2032)年3月31日まで（５年間）

7 管理の基準等

（１）開場日等

①開場時間

開場時間は、午前５時から午後５時までとします。

②休場日

休場日は、12月31日から翌年の1月4日までの日とします。

③開場時間及び休場日等の変更

指定管理者は、開場時間及び休場日、若しくは臨時開場日を設定及び変更する場合には市及び組合と協議した上で、市の承認を得なければならない。（令和

8年については、市場カレンダー【別添資料6】を参照してください。また、令和9年については、例年は前年の10月頃に市と組合が協議して決定予定。）

④指定管理業務従事者の配置等

- (ア) 指定管理者は、市場管理業務に必要な人数を配置しなければならない。
- (イ) 指定管理者は、防火管理者及び電気主任技術者（電気事業法施行規則より委託可）の有資格者を配置しなければならない。
- (ウ) 消防計画の作成と計画に基づく消防防災訓練の実施及び自衛消防組織の設置・届出を関係機関に提出しなければならない。
- (エ) 自動車保管場所承諾証明及び遺失物の取扱いをしなければならない。
- (オ) 従事者研修を実施し、管理運営に必要な知識や技術等の習得に努めなければならない。

(2) 許可の基準及び使用の許可

条例第8条及び第9条の規定により、伊丹市が許可の基準を設け、指定管理者が使用の許可を行います。許可期間は3年間で更新は可とする。

(3) 個人情報保護及び情報公開の適用

「伊丹市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」の規定を遵守すること。

(4) 法令等の遵守

①指定管理者は、業務の遂行に関連する下記の法令等を遵守すること。

- ・ 地方自治法、同施行令
- ・ 労働基準法、労働安全衛生法、男女雇用機会均等法ほか労働関係法令
- ・ 雇用保険法
- ・ 健康保険法
- ・ 厚生年金法
- ・ 個人情報の保護に関する法律
- ・ 伊丹市情報公開条例
- ・ 伊丹市個人情報の保護に関する法律施行条例
- ・ 伊丹市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例、同施行規則
- ・ 伊丹市公設市場条例、同施行規則
- ・ 消防法等、施設又は設備の維持管理又は保守点検に関する法令
- ・ 伊丹市暴力団排除条例
- ・ その他関係法令

②企業秘密の保護

指定管理者が業務上取り扱う情報の中には、使用者が個別の取引や経営状況の詳細にわたる情報が含まれているため、使用者の競争上の地位その他正当な利益を害し、損害を与えることがないように適切に管理すること。

(5) その他

①環境への配慮

伊丹市環境マネジメントシステムの推進について、環境負担の低減等、環境に配慮した施設運営に取り組むこと。

②人権への配慮

様々な人権についての啓発及び研修に積極的に取り組むこと。

障がい者雇用をはじめとする福祉施策への理解を深めること。

③運営会議等の設置

指定管理業務を円滑に実施するため、市と指定管理者との情報交換や業務の調整を図る運営会議等を設置し、適宜開催すること。

④市による業務評価

市は、年度内に2回、指定管理業務の評価とモニタリング調査（事務監査及び現場視察）を行う。その際に指定管理者は使用者アンケートや財務データの提出などに協力すること。

8 伊丹市と指定管理者のリスク分担

- (1) 指定管理者は、市場内での事件・事故等の発生防止のため、巡回警備を実施するなど安全確保に努めること。

市場内の施設・設備、物品及び備品の破損や盗難等については、速やかに応急措置を講じるなど市場利用者の安全確保に努めること。また、指定管理者が施設・設備、物品及び備品を損壊又は破損したときは、指定管理者の責めに帰すべき事由が認められないときを除いて、速やかに原状に回復すること。

市及び指定管理者以外の者が原因者であり、原因者を特定できる場合は、指定管理者が、原因者に原状回復を求めるものとし、原因者が判明しない場合や、判明しても費用負担を求めることが困難な場合は、指定管理者が原状回復するものとし、します。

しかし、破損の状況等により、原状回復が困難又は適当でないと認められる場合は、市と指定管理者が協議して対応を決めることとし、します。

なお、指定期間中の市と指定管理者のリスク分担は、以下のとおりです。疑義がある場合又は下表に定めのない事由が生じた場合は、市と指定管理者が協議の上、リスク分担を決定するものとし、します。

項 目	指定管理者	伊丹市
運営の基本方針	○(年間事業計画等の立案)	◎
広報・情報発信	◎	○ (市広報関係)
施設及び設備の維持 管理並びに運営	◎	○ (大規模なもの)
施設の使用許可	◎ (会議室は使用者が何時でも利用 できる施設のため予約のみで 使用可)	○ (地方公共団体が公用又は 公共のため使用するとき)
使用に係る減免	◎	○ (市長が特に必要と認める 時)
物品の購入及び管理	◎	○
苦情・事故・災害対 応	◎	○
包括的管理責任 (管理瑕疵を除く。)	—	◎

(◎主たる責任分担 ○一定の範囲での責任分担)

その他管理・運営に係るリスク分担

リスクの種類	リスクの内容	負担者			
		市	指定管理者	協議 (分担)	指定管理者 (負担限度付)
物価変動	指定後のインフレ等による経費の増加		○		
	収支計画に多大な影響を与えるもの(※1)			○	
資金調達	金利上昇等による資金調達費用の増加		○		
	指定管理委託料の支払遅延など、市に帰責事由があるもの	○			
	業者等への経費の支払遅延など、指定管理者に帰責事由があるもの		○		
法令等変更	管理運営に直接影響する法令等の変更			○	
税制変更	消費税(地方消費税を含む)率等の変更			○	
	法人税・法人住民税率等の変更		○		
	事業所税率等の変更			○	
	上記以外で管理運営に影響するもの			○	
許認可等	市が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの	○			
	指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの		○		
管理運営内容の変更	市の政策による期間中の変更	○			
	指定管理者の発案による期間中の変更			○	
市議会議決	議決が得られないことによる管理運営開始の延期		○		
需要変動	大規模な外的要因による需要変動			○	
	その他事由によるもの		○		
管理運営の 中断・中止	市に帰責事由があるもの	○			
	指定管理者に帰責事由があるもの		○		
	その他事由によるもの			○	
施設等(※2)の 損傷	指定管理者に帰責事由があるもの		○		
	指定管理者が設置した設備・備品		○		
	その他事由によるもの (上段:1件あたり、下段:年間合計)				10万円
					320万円
利用者等への 損害賠償	市に帰責事由があるもの	○			
	指定管理者に帰責事由があるもの		○		
	市と指定管理者の両者、または被害者・他の第三者等に帰責事由があるもの			○	
公募要項等	公募要項等の瑕疵・不備に基づくもの	○			
不可抗力(※3)	不可抗力による施設・設備の復旧費用	○			
	不可抗力による管理運営の中断			○	

※1 著しい物価変動が発生し、収支計画等に多大な影響を与えるものについては、別途甲乙協議を実施するものとする。なお、著しいとは、指定期間にかかる債務負担行為設定額を、最終年度を待たずして超えることが容易に想定されるなど、指定管理者の経営努力では到底賄いきれない程度の物価上昇等が発生した場合をさす。

※2 施設等とは建物、敷地、工作物、機械設備、資料、展示品など、指定管理者に管理運営業務委託する建物および付随する施設や設備をさす。

※3 不可抗力とは暴風、豪雨、洪水、地震、地滑り、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキなどをさす。

(2) 損害賠償（施設賠償責任保険）

【指定管理者の行為が原因で、第三者に損害が生じた場合】

公の施設の管理に当たって指定管理者の故意又は過失による行為が原因で第三者に損害が発生した場合には、民法第709条の規定により指定管理者に損害賠償義務が生じ、第一義的に当該損害の賠償は、指定管理者が行うこととなります。

指定管理者が、損害を受けた第三者に対し損害賠償を行うこととなった場合（故意による行為を原因とする場合を除く。）は、市が加入する次の保険の範囲内については、指定管理者が被保険者として保険を請求することができます。

＜市が加入する損賠賠償保険の内容＞

全国市長会「市民総合賠償補償保険」

支払い 限度額	身体賠償	1名につき	1億円
		1事故につき	10億円
	財物賠償	1事故につき	2千万円
免責金額			なし

※指定管理者が独自に行う事業（自主事業）については、市の保険の対象外となります。

※国家賠償法第1条の規定により市が損害を賠償することとなった場合において、上記保険による賠償の範囲を超える賠償をすることとなったときは、当該超える部分につき、指定管理者に対して求償します。

※指定管理者の賠償すべき額が市の保険の支払限度額を超える場合に備え、別途、保険に加入する必要があると考えるときは、当該保険の加入に係る経費について、施設の管理に要する経費として収支計画書に計上し、及び指定管理料に含めてください。ただし、保険料の妥当性については十分に精査してください。

【市が設置した施設自体の瑕疵により第三者に損害が生じた場合】

市場の営造物としての設置又は管理の瑕疵に起因する損害の賠償に対しては、国家賠償法第2条の規定により、施設の設置者である市がその賠償責任を負います。ただし、指定管理者の故意又は過失があった場合は、民法第709条より、指定管理者にも損害賠償義務が生じ、これを市が賠償した場合は、指定管理者に対して求償することとなります。

9 利用料金制の導入

- (1) 地方自治法第244条の2第8項に規定する利用料金制を導入します。このため市場の利用料金収入は指定管理者に帰属します。市場の利用料金は条例第10条の別表に定めた施設ごとの面積割利用料金となっています。

利用料金の額については、市が条例で定める範囲内（規定する利用料金を上限とする）において、指定管理者が予め設定し、市の承認を得て定めることとします。

このため、申請書類には利用料金の金額提案も含めてください。

なお、令和9年4月1日から現行の利用料金を2割程度増加した額で条例改正

に基づく料金改定を施行します。〔別添資料 7〕

したがって収入見込み額にはこの条件を加味するよう注意してください。

- (2) 使用者の施設使用取消等により、店舗・事務所等に空きが生じた場合は市と指定管理者が協議して対策を講じるものとします。

ただし、その際に予算上の利用料金収入が減少した場合であっても、市は一切の補填を行いません。また、利用料金の不払い等が生じた場合には、条例規則等に基づき使用許可の取消手続きと利用料金の督促・回収を指定管理者が行うものとします。

- (3) 管理運営費及び納付金

施設実施事業費、自主事業費、修繕費、委託費、物品の購入及び賃貸借、納付金については、次のとおり取り扱うこととします。

①施設実施事業

指定管理者は、市場の活性化を図るため、仕様書に示す事業を実施するものとします。なお施設実施事業に係る経費はすべて収支計画書に計上してください。

※「②自主事業」との区分について

指定管理者自らが企画・立案して実施する事業であっても、事前に市の承認を得て、収支計画書に経費等を計上し、収支計画積算にあたって当該経費等が見込まれている場合は、自主事業ではありません。

②自主事業

指定管理者は、市場の活性化を図るため、施設の設置目的に則し、指定管理者自らの経費で自主事業を実施することができます。当該事業の実施により得られる収入は、指定管理者の収入とし、原則として、当該事業の実施に伴う施設利用料等を収めることとします。

施設の利用向上並びに運営の効率化の観点から、一般利用者の活動の妨げにならない範囲で積極的な自主事業の実施をお願いします。

③修繕費（常備修繕及び緊急修繕に関するもの）

指定管理者は、指定額（年額 3 2 0 万円）の範囲内で必要な修繕を自らの責任で実施します。ただし、1 件あたり 1 0 万円（消費税及び地方消費税含む）を超える修繕については、事前に市の承認を必要とします。

修繕費は事業経費と別に管理し、年度末において修繕費に不用額がある場合は、精算することとします。不用額は納付金に加算して支払うこととし、指定額を超える修繕については、修繕の見積もり時点で必ず市と指定管理者において協議してください。

なお、災害時等の修繕については、市が負担することとしますが、施設の経年による計画的な大規模修繕については当面予定していません。

④委託費

警備、設備点検保守管理、清掃、廃棄物処理、建築物環境衛生管理等に関する業務を各業務の専門業者に再委託して実施するための経費であり、事業計画書等に記載し計画額を指定管理期間中の各会計年度の予算額とします。

なお、指定管理業務の再委託は毎年度ごとに予め市の承認を必要とします。

⑤物品の購入及び賃貸借

物品の購入及び賃貸借（リース等）に要する経費は、すべて収支計画書に計上することとし、指定管理期間終了後、市へ引き渡すこととします。ただし、指定管理者が本業務のために自己の経費で購入又は調達した物品の所有権は指定管理者に帰属するものとします。

市が無償で貸与する既設の物品について、指定管理者は安全点検等を実施の上、適切に管理してください。

指定管理者は、備品（取得金額5万円以上（税込））について、備品台帳に記載し、その状況を明らかにしておかなければなりません。備品の処分又は廃棄についても市の承認が必要です。年度ごとの事業報告時にあわせて備品管理状況を報告してください。

⑥納付金

指定管理者は、1の年度における収入のうち市へ一定額を納付します（指定管理期間中は毎年度同額）。納付額は、年額967万円を下限価格（金額が価格点に反映されます。）として提案してください。〔別添資料8〕指定管理者の指定に係る市議会の議決後、指定管理者と市との間で締結する年度協定に明記します。

なお、災害等の事由等による指定管理者の責めに帰すことのできない利用料金の減収については、別途協議することとします。

10 申請の資格

- (1) 法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。個人の申請は受けられません。
- (2) 施設の管理に当たり法令上の免許、許認可又は資格が必要な場合において、当該免許、許認可又は資格を有していること。
- (3) 次のいずれかに該当する場合は申請することができません。
 - ①法人又はその他の団体の代表者が法律行為を行う能力を有しないもの
 - ②破産手続開始の決定を受けた法人、又は代表者に破産手続開始の決定を受け復権を得ないものがあるその他団体
 - ③会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）による更生・再生手続中である団体

- ④地方自治法施行令第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本市において一般競争入札等の参加を制限されているもの
- ⑤伊丹市暴力団排除条例（平成24年伊丹市条例第4号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員密接関係者であるもの
- ⑥法人又はその他団体の代表者が国税（法人税、消費税（地方消費税を含む））、地方税を滞納しているもの
- ⑦本市において地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しないもの

（４）休場日・夜間等において何らかの対応が必要な場合等、緊急時に迅速かつ的確に対応がとれる体制を有するもの。

1.1 管理業務の委託等の禁止

管理運営業務のうち設備の保守・点検、清掃、警備等の事実上の業務を第三者へ再委託することは、市の書面による承認があれば差し支えありませんが、管理に関わる業務を一括して委託することはできません。また、条例で定めるところにより行う行政処分（使用許可等）に係る業務についても委託できません。

1.2 応募の手続き

（１）募集要項の配布及び募集受付期間

①配布・受付期間

令和8（2026）年9月1日（火）から10月1日（木）まで
（土・日・祝日を除く）。

②配布・受付時間

9時00分～12時00分、13時00分～17時

※募集要項は市のホームページに掲載します。

※申請書類の提出は郵送も可としますが、不備があった場合や受付期間を過ぎて届くと失格となる場合がありますのでご注意ください。

【配布及び申請書類の提出先】

伊丹市千僧1-1

伊丹市役所 4階 農業政策課

TEL：072-784-8050 FAX：072-784-8048

E-mail：nogyoseisaku@city.itami.lg.jp

（２）募集要項に関する質問受付期間

- ①質問の方法 指定する質問書〈別紙5〉にて、必ず事前に農業政策課に連絡の上、郵送・FAX・メールしてください。

- ②受付期間 令和8(2026)年9月15日(火) 17時まで
- ③回答 令和8(2026)年9月25日(金)までに、市ホームページに回答を掲載します。回答書はこの要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとします。また、やむを得ない事情で回答の送付が遅れる場合は、その旨市ホームページに掲載します。

(3) 現地説明会

市場の現地説明会を開催します。参加人数は1法人等について2人までとします。事前に法人等の名称及び氏名を記載した現地説明会参加申込書〈別紙6〉にて令和8(2026)年9月8日(火)までに申込みください。※郵送・FAX可

- ①開催日時 令和8(2026)年9月11日(金) 14時から1時間程度
- ②開催場所 伊丹市北本町3丁目50番地
伊丹市公設市場 管理棟2階 会議室

(4) その他

- ①応募資格を有しないと認められる方からの質疑、現地説明会への出席はお断りします。
- ②申請受付期間終了後、提出された書類の内容は、変更できません。
- ③申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- ④本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。
- ⑤申請に関する費用は、すべて申請団体の負担とします。
- ⑥申請書類は返却しません。
- ⑦提出された書類については、市は指定予定者の選定にのみ使用することとしますが、選定後に審査結果の公表のため必要となる場合は内容を公表します。
- ⑧市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、市の下承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示したりすることを禁じます。

1.3 申請の際に提出する書類

- (1) 指定管理者の指定を受けようとする者は、下表に掲げる書類を市に提出してください。なお以下の点にご注意ください。

No.	提出書類
①	指定管理者指定申請書(様式第1号)〈別紙1〉
②	各年度の事業計画書及び収支計画書(令和9, 10, 11, 12, 13年度分) 注) 事業計画書及び収支計画書は、様式自由です。ただし、次の点に注意してください。 ●事業計画書は、採点基準となる項目に関する内容・提案を必ず記載してください。

	(例) 応募の動機、公設市場の将来像、利用者増とサービス向上の方策、人員体制、危機管理体制(防災・安全・衛生)、情報発信・情報公開と情報セキュリティ、市民及び利用者に対する公平な利用、自主事業など ●自主事業計画は、別会計となるため、1事業ごとに1枚提出してください。 ●収支計画における各費目の算出にあたっては、必ず作成日時点での消費税率を適用した上で「税込み」金額を記入してください。 ●収支計画書は、〔別添資料4〕「公設市場事業収支一覧」を踏まえたうえで、作成してください。ただし、追加する項目があれば追加し、削除する項目があれば削除してください。 ●収支計画書における管理費のうち、修繕料は320万円で計上してください。 ●収支計画書における管理費の保険料には、市の補償額を上回ることが必要な独自の保険料があれば記入してください(自主事業分は収支に含めず別に計上してください)。 ●収支計画書における管理費については、指定管理施設管理運営状況報告書を参考にしてください。 ●収支計画には納付金を必ず計上してください(下限967万円)。 ●別添資料7の条例改正後の利用料金を上限として、利用料金の設定金額を提案してください。 ※一部変更又は「条例改正とおりとする」の字句のみも可。
③	定款又は寄附行為及び登記事項証明書(発行日から3か月以内のもの、法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類)
④	手続条例第3条の規定による申請の日の属する事業年度の前3事業年度(3事業年度に満たない場合は、必要な事業年度)における財産目録、収支計算書又は損益計算書及び貸借対照表(法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類)ただし、指定申請の日の属する事業年度に設立された法人等にあっては、その設立時における財産目録とします。
⑤	指定申請の日の属する事業年度の法人等の事業計画書及び収支予算書
⑥	法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類
⑦	現に行っている事業の概要を記載した書類
⑧	国税(法人税及び消費税(地方消費税を含む)に限る。)及び本市の市税(市民税、固定資産税、都市計画税及び軽自動車税に限る。)の滞納がない旨の証明書(法人等の所在地を管轄する税務署及び本市市税収納管理担当課が発行し、付帯金有、指定管理施設の公募を開始した日以降に交付されたものに限る。)又はこれらの税の納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書(様式第2号)〈別紙2〉
⑨	伊丹市契約等からの暴力団排除に関する要綱第11条に基づく誓約書〈別紙3〉
⑩	指定管理施設の管理にあたり法令上の免許、許認可又は資格があることの証明。防火管理者の証明書と電気主任技術者の証明書。ただし、後者は、電気事業法施行規則第52条第2項の規定により、この業務を委託することができます。
⑪	複数の団体が共同体を構成して申請する場合は、その構成を証する書面。〈別紙4〉

(1) 提出書類は、理由の如何に関わらずお返しできません。

- (2) 提出書類は指定管理候補者の選定以外の用途には使用しません。
- (3) 提出書類は必要に応じて複写します。(使用の目的は選定委員会及び部会での検討に限ります。)
- (4) 提出書類は、伊丹市が情報非公開とすべき個人情報等を除いて情報公開請求により開示の対象となります。
- (5) 申請書類の提出は郵送も可としますが、申請書類に不備があった場合については受付できません。また、持参提出の場合も最終日の期限直前の提出は、込み合うことが予想されますので時間に余裕を持って提出してください。

(2) 提出部数

上記提出書類を9部提出してください。うち1部には原本添付のこと。

1.4 指定管理者の選定

(1) 選定方法

伊丹市公設市場指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という）において、提出書類及びヒアリング等により評価し、もっとも評価点数の高かったものを指定予定者とします。なお、評価の結果、該当団体なしとなる場合もあります。

(2) 主な選定基準（第1次・第2次審査共通）

審査の基準	配 点
①事業計画の内容が、施設の目的を効果的に達成できかつ安定した運営が可能なものであること。	100点
②適正な収支のもとで利用料金が設定され、かつ経費の縮減並びに市への納付金を確保する提案であること。 ※納付金の下限額を967万円（60点/100点）とし、以降20万円ごとに点数を3点ずつ加算する。(注)967万円未満は失格となります。	130点
③施設の管理運営を安定かつ適切に行う能力を有していること。	50点
④市民及び使用者に対して平等な利用を確保できること。 ・個人情報の保護や情報公開の対応は適切か ・苦情や要望に対して適切に対応できるか ・業務に関連する法令等を理解し、その遵守が図られるか	50点
⑤法令及び条例上必要とされる免許・許認可、資格を有しているか。 (防火管理者の資格、電気主任技術者の資格（委託可）)	必須条件
合 計	330点

(3) 選定委員会の構成

委員8名

内訳：市職員6名、外部委員2名（有識者1名、市民公募委員1名）

(4) 選定委員会による選定の進め方

①第1次審査（書類審査）

10月中旬に、選定委員会を開催し、提出書類による第1次審査を行います。その際には、8名の選定委員の合計得点を330点換算した上で、330点満点中平均点が198点に満たない場合は選定対象外とします。

ただし、応募者が3者以内の場合は第1次審査は行いません。第2次審査にて提出書類を含めたプレゼンテーション及び質疑による審査、採点を行います。

なお、第1次審査の結果及び第2次審査の日程は、応募者数把握後連絡します。

②第2次審査（面接・プレゼンテーション）

第1次審査を通過した法人等を対象とし、プレゼンテーションと面接による第2次審査を実施します。

●プレゼンテーション（質疑応答含む）は一法人等あたり30分（プレゼンテーション20分、質疑応答10分）程度を予定しています。

●プレゼンテーションは、市場の活性化に寄与する方策を重点に行ってください。

●プレゼンテーションに必要な貸出物品（プロジェクターなど）は、申請時にお申し出下さい。用意できるものは調整します。

これらの審査を経た後に選定委員会において指定管理者の指定予定者の選定を行います。

※ただし、下記（5）に該当する事象が起きた場合や一定数以上の申請があった場合等には、第1次審査（申請書類審査）時点で失格・不合格等の判定を行います。

（5）無効又は失格

次に掲げる事項に該当する場合は、審査の途中であっても無効又は失格とする場合があります。

①申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。

②申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合。

③申請書に虚偽の内容が記載されている場合。

④その他選定委員会で協議の結果、審査を行うにあたって不相当と認められる場合。

（6）選定結果の公表について

上記の選定基準に照らし、総合的に考慮し、審査時の評価上位者から順に指定予定者を決め適切であると認められる法人又は団体を、指定管理者の予定者として選出します。

結果については、11月下旬までに選定委員会にかけられた応募者全員に書面（指定予定者選定結果通知書）にて通知します。また、指定予定第1順位の法人等

には承諾書を送付します。

なお、指定予定者の選定にかかる応募の経過、選定の概要等については、市ホームページ上で公表します。

(7) 指定予定者との協議

市は指定予定者と詳細事項について協議を行います。指定予定者を指定管理者に指定することが不可能となり、又は著しく不相当と認められる事情が生じたときは、伊丹市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条の規定により、第2次審査において付した順位により、第2順位以下の法人等と、上位の順に、選定の交渉をし、指定予定者を選定する場合があります。

1 5 市議会による議決及び協定の締結

指定予定者の選定後、市が指定予定者を指定管理者に指定する議案を12月市議会に上程し、議決を経て指定管理者となります。

議決が得られない場合は、指定管理者として指定されません。その場合において、市は一切の損害賠償責任を負いません。

指定の議決後、指定書を交付します。その後指定管理者は市と協議の上、基本協定及び細目について年度協定を締結します。

※選定結果及び指定により指定管理者が決定した際には、新指定管理者は旧の指定期間内に業務の引継ぎを行わなければなりません。

1 6 指定の取り消し

(1) 市は、地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じることができます。

①地方自治法第244条の2第10項の規定による指示に従わないとき。

②地方自治法第244条の2第10項の規定による報告の要求又は調査に対し、これに応じず、又は虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げたとき。

③条例及び条例施行規則又は協定に定める規定に違反したとき。

④申請の際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき。

⑤団体の経営状況の悪化等により管理業務を行うことが不可能又は著しく困難になったとき。

⑥組織的な非違行為が行われていた場合など、当該指定管理者に管理業務を行わせておくことが、社会通念上著しく不相当と判断されるとき。

⑦管理業務が行われないとき。

(2) 市は、指定の取り消しを行おうとする際には、事前にその旨を指定管理者に通知した上で、協議を行います。

上記(1)により指定管理者の指定が取り消され、又は期間を定めて本業務の全

部若しくは一部の停止となった場合において、指定管理者に損害が生じて、市はその賠償の責めを負いません。

1 7 添付書類

1. 〔別添資料1－1、1－2、1－3〕店舗等配置図・面積、建築物の構造
 2. 〔別添資料2〕公設市場貸与備品一覧
 3. 〔別添資料3〕公設市場施設使用者一覧
 4. 〔別添資料4〕公設市場収支一覧（令和5・6年度）
 5. 〔別添資料5〕中学校給食センター配送車両の場内動線
 6. 〔別添資料6〕公設市場開場日カレンダー
 7. 〔別添資料7〕公設市場の利用料金改定について
 8. 〔別添資料8〕公設市場納付金に関する価格点
 9. 〈別紙1〉指定管理者指定申請書（様式第1号）
 10. 〈別紙2〉申立書（様式第2号）
 11. 〈別紙3〉伊丹市契約等からの暴力団排除に関する要綱に基づく誓約書（様式第3号）
 12. 〈別紙4〉共同事業体構成届
 13. 〈別紙5〉質問書
 14. 〈別紙6〉現地説明会参加申込書
 15. 〈別紙7〉税関係証明申請書・納税証明書
 16. 〈別紙8〉国税又は地方税を滞納していない旨の誓約書
 17. 伊丹市公設市場指定管理業務仕様書
- ※ 関係する市条例等（参考） ※市HPより検索可能
- ・伊丹市公設市場条例
 - ・伊丹市公設市場条例施行規則
 - ・伊丹市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例
 - ・伊丹市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則
 - ・伊丹市暴力団排除条例

1 8 問い合わせ先

〒664－8503

伊丹市千僧1－1 伊丹市役所4階

伊丹市 都市活力部 産業振興室 農業政策課

TEL：072－784－8050 FAX：072－784－8048

E-mail：nogyoseisaku@city.itami.lg.jp